

## 臨教審関連六法案に反対する決議

臨時教育審議会（臨教審, 1984年3月-1987年8月）は、「教育改革」と称して、四次にわたる答申を内閣総理大臣に提出した。臨教審は、いわゆる教育荒廃を克服し、子供たちの未来を保障するかなのような前宣伝で発足したが、実際は、憲法・教育基本法にもとづく戦後の民主主義教育を「総決算」して、国家主義的な教育を推進させ、差別と選別の教育内容をいっそう強める内容をもっている。

この四次にわたる臨教審答申をうけて、政府は今国会で教育公務員特例法、教育職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）、国立学校設置法の教育諸法の「改正」と臨教審後の「教育改革」推進機関である臨時教育改革推進会議（仮称）を設置しようとしている。

教育公務員特例法の「改正」は、臨教審答申の目玉の一つである初任者研修を制度化するもので、新任教員に一年間の初任者研修を義務づけ、公務員の条件付採用期間について、新任教員のみ6ヵ月から1年間に延長する内容を持っている。教育職員免許法の「改正」は、教員免許状に学歴による3段階の格差をもちこむものである。これらの「改正」は、教員の国家統制を強化し、権力に忠実な「国定教師」づくりをねらったものであることは明らかである。また地教行法の「改正」は、教育長の任期及び専任制（市町村）を導入しようとするもので、教育長・教育委員会の権限をより強化することがそのねらいである。学校教育法の「改正」は、臨教審が答中のなかで提言している「単位制高校」設置を認めるもので、実質的に教育水準を切り下げることにつながる。国立学校設置法の「改正」は、受験競争の一層の激化を導く「新テスト」実施のための大学入試センターの改組と超エリート養成をめざす総合大学院大学の創設のためのものである。さらに、臨時教育改革推進会議（仮称）の設置は、臨教審路線の推進をねらったものである。

以上のように、臨教審関連六法案は、教育における差別・選別の強化、教員への統制強化、財界のための超エリートづくりなどを推進するもので、戦後の憲法教育基本法の下での民主主義教育を根こそぎくつがえす役割をもつものである。いまの教育行政にとって緊急の課題は、ゆきとどいた教育のための40人学級の実現、大学格差の是正、大学入試の改善、そしていじめ、非行、学習のおくれ、登校拒否、高校中退などの解決であり、大学の自治の保障である。

われわれは、教育現場を混乱と破壊にみちびくこれら六法案に強い憤りを感じる。「国民のための科学運動」を実践してきたわれわれ地学団体研究会は、真に国民のための教育改革を願う立場から、これらに強く反対することを決議するものである。

1988年5月4日

地学団体研究会第42回総会